

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和5年度)

施設の名称	宮城県啓佑学園
指定管理者の名称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施設所管部課(室)	宮城県保健福祉部障害福祉課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
～ 平成18年3月	管理委託	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成18年4月～平成23年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成23年4月～平成28年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成28年4月～令和3年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
令和3年4月～令和8年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)	
募集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称	宮城県啓佑学園	
所在地	仙台市泉区南中山五丁目2番1号	
設置年月	平成5年10月	
根拠条例等	福祉型障害児入所施設条例	
設置目的	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自治に必要な知能技能の付与を行うため。	
施設の内容	敷地面積	197,268.68㎡
	構造	鉄筋コンクリート造、鉄構造
内容	管理棟、入所棟(東棟)、渡り廊下、焼却炉・ゴミ置き場、屋外便所、プール等	
開館(所)日	通年	
開館(所)時間	午前時分～午後時分	
指定管理者が行う業務の範囲	(1)施設運営の基本的事項 (2)施設の管理運営体制の整備 (3)内部チェック体制 (4)建物・設備棟の保守管理 (5)利用者の生活環境等の確保 (6)苦情解決体制の整備 (7)自己評価及び自己点検体制の整備 (8)職員の確保と職員資質向上 (9)事故発生時の体制の整備 (10)防災防火体制の整備・充実 (11)施設利用者処遇等	
利用料金制	採用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数					
項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前年度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
開館(所)日数	366 日	365 日	366 日	100.0%	100.3%
延べ利用者数	23,424 人	19,049 人	18,172 人	77.6%	95.4%

(2) 延べ利用者数の内訳					
項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前年度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
福祉型障害児入所施設(措置・契約)	21,960 人	19,012 人	18,087 人	82.4%	95.1%
短期入所契約利用者	1,464 人	37 人	85 人	5.8%	229.7%
合 計	23,424 人	19,049 人	18,172 人	77.6%	95.4%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
(1) 収入					(単位:千円、%)
県指定管理料	373,880	348,397	358,578	95.9%	102.9%
利用料金収入	0	0	0	-	-
その他	0	0	0	-	-
収入計 (a)	373,880	348,397	358,578	95.9%	102.9%
(2) 支出					
人件費	226,302	184,858	180,727	79.9%	97.8%
施設管理費	53,884	51,190	50,417	93.6%	98.5%
事業運営費	66,121	73,053	69,152	104.6%	94.7%
その他(処遇改善費)	27,573	18,819	26,389	95.7%	140.2%
支出計 (b)	373,880	327,920	326,685	87.4%	99.6%
(3) 収支					
収 支 (c)=(a)-(b)	0	20,477	31,893	-	155.8%
前期繰越収支差額	177,339	155,587	177,339	100.0%	114.0%
次期繰越収支差額	177,339	176,064	209,232	118.0%	118.8%

6. 評価対象年度(令和5年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
①管理運営体制	宮城県社会福祉協議会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針と年間の事業計画を策定するとともに、法人の各種規定に基づき必要な帳簿等を作成し、適正な施設運営を行いました。また、年度協定における人員配置計画に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努め、職員の人材育成にも取り組みました。 1 施設内研修(支援技術研修等22回) 2 法人内研修(階層別研修等) 48回 3 外部研修(サビ管研修等) 31回 4 福祉QC活動 1サークル結成 QC活動内部発表会 1回 5 国家資格等の取得に関する助成制度の活用 2回	宮城県社会福祉協議会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針と年間の事業計画を策定するとともに、法人の各種規定に基づいた会計処理を行い、適正な施設運営を行いました。また、年度協定における人員配置計画に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努めました。 更に各種研修の実施、参加を奨励し、人材育成にも努めました。 人材確保の取組として、採用試験の複数回実施、職場説明会の開催、新たな求人サイトの活用などを行ってきましたが、令和6年3月31日時点で37名(86%)で、目標人数(43人)に届きませんでした。	B	研修について、新型コロナウイルスの影響により令和4年度に参加できていなかった研修を令和5年度に確実に参加するとともに、Web研修を活用するなど積極的に参加することにより人材育成を行っている。 人材確保の取組としては、新聞の折込や求人サイト等の活用その他、法人内の別施設と併せて求人を掲載するなどの工夫を行うことで積極的に求人活動に取り組んでいるものの、職員数が事業計画値である43名を満たしていないため、計画値達成に向け、更なる人員配置が求められる。	B
人員体制	正規 30人 非正規 7人				
②施設・設備の維持管理業務の実施	指定管理施設に関する委託契約に基づき、消防設備保守点検など15の業務について保守点検等を行い、施設の建物、設備等の適切な保守管理に努めるとともに、自主点検を毎月実施しました。	建物や設備については、業者の定期的な点検により、部品の交換や修繕を行うとともに、職員も常に建物内に、破損や危険箇所がないかどうかの確認を行いました。 建物内の清掃は、専門の業者に委託し、清潔で快適な環境を利用者に提供しました。	A	定期点検や毎月点検等を確実に実施することで、施設内設備の破損等を発見し、対応することができている。 消防設備の保守等、専門的な事項については業者に委託し、適切に管理されている。	A
③運營業務(ソフト事業等)の実施	1 福祉型障害児入所施設事業 入所定員60人、延べ18,087人の方が利用しました。 2 短期入所事業 実人員8人 利用延人数85人 3 虐待その他緊急避難を要する障害児の保護、受入れ 実人員13人 13件 延べ利用日数 536日 4 進路支援 8人(男子6人、女子2人)が移行 5 自立訓練の実施 1人延べ259日 6 心理相談の実施 延べ24人	1 日常生活・社会生活のスキルアップを目的に、様々な活動に取り組みました。 利用実績については、計画比78.1%となりました。計画を下回った理由としては、他害等の行動障害により個室対応の必要な児童が増えていることが挙げられます。 また、待機している児童10人のうち2人は入所となりましたが、残りは現在入所を希望しない方、緊急に入所を要さない方、性別により個室の確保が出来ず入所受入れが出来なかったため、自己評価Bとしました。 2 短期入所事業は、新規契約利用者の利用が増えたこと、コロナが5類となったことで利用が再開され、前年度に比べ利用者数の増につながりました。 3 社会的な要請や家族からの利用ニーズに応じることで必要な方々には施設機能の提供ができました。また、児童相談所より緊急一時保護の要請があった際には全て受け入れ、セーフティネット機能の役割を果たすよう努めました。 4 障害者支援施設やグループホームへ8人が移行しました。 5 自立に向けた訓練として掃除洗濯、調理などの経験を積み重ねました。 6 専門相談として心理相談員から個別にアドバイスを得て利用者支援に活かすとともに、職員の資質向上に繋げました。	B	長期入所事業については、待機者のうち2名を新規で受け入れるほか、措置児童を積極的に受け入れた。また、短期入所事業では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行後、受入を拡大したことから前年度に比べ利用者数が増えている。しかし、障害特性上、個室対応が必要な児童や性別等により受入ができなかった事例もあったことから居室の運用方法の見直しなど安定した利用者受入に向けた取組が求められる。 短期入所事業のほか、緊急一時保護児童を積極的に受け入れることで施設のセーフティネット機能を果たしている。 進路支援については、各利用者の特性に応じた支援計画の作成や自立訓練の実施、関係機関との密な調整により、対象者8名全て年度内の移行を果たした。	B
④自主事業の実施					
⑤利用者サービスの向上	1 利用者サービスの向上、及び権利擁護の推進等のため、法人として、経営会議の下にサービス向上、権利擁護、危機管理の各ワーキンググループを設置しました。 2 入所支援計画の作成・見直しにより、生活の質の向上を図りました。 3 福祉QC活動の推進により、業務改善に取り組めました。 4 「けいゆうだより」の発行 年4回 2,000部 5 県中央地域福祉サービスセンターのホームページに、施設概要、四季折々の情報を掲載しました。 6 施設サービス評価を実施し、より良いサービスの提供に努めました。	1~2 入所支援計画の作成・見直しにより、利用者のニーズにあったサービスを提供しました。また、達成すべき状態の明確化により、どのような支援があれば達成できるのか等、支援の明確化を図りました。 3 福祉QC活動では、卒園後の生活を見据えた基本的なマナーの習得を目指し「入浴時のマナーの向上」に取り組めました。実践を通して学びを深め、支援に反映させています。 4~5 「けいゆうだより」を発行し、関係各所に配布したほか、ホームページで情報更新を行いました。各係から「係だより」を年4回発行し、生活の様子をご家族にお知らせしました。 6 福祉工房による第三者評価を受審しました。これを受け、プライバシーの保護に配慮したサービス提供について内部研修を実施し、県中央地域福祉サービスセンタープライバシーの心構えを作成しました。	A	日々の支援を通し、入所支援計画の作成・見直しを実施し、利用者の特性等に合わせたサービスの提供を実施している。 福祉QCでは、卒園後の生活を見据えた入浴時の基本的マナーの習得のため、入浴に係る一連の動作を確認することで、実践を通して学びを深め、日々の支援に反映している。 第三者評価では、大きな指摘等はなかったが、評価内容を踏まえたサービス等の見直しを行うことで、県中央地域福祉センタープライバシーの心構えを作成し、利用者サービスの向上に努めている。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	指定管理契約に基づき「利用者の声」を設置し、利用者の要望に応えました。また、なんでも相談規程に基づく相談窓口を設置しました。第三者委員を配置しておりますが、第三者委員が対応した案件はありませんでした。 ・苦情件数 0件 ・要望件数 147件	利用者の声は147件の実績があり、利用者の要望に応えました。 年度初めに、利用者家族等に文書を送付し利用者支援に関する苦情解決や、なんでも相談に関するシステム、及び相談窓口の担当者についてお知らせしました。 保護者会では、保護者とともに奉仕作業を行い、あわせて要望をお聞きしました。子どもたちが食べている給食を食べてみたいとの要望があったため、要望に応えました。食育について理解していただく機会となりました。	A	「利用者の声」を設置することで、より多くの要望を集約し、可能な限り実現させる努力をしている。 保護者会の要望については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行後、対面での保護者会を実施し、花壇作業や給食体験を通し、要望の把握や実現を行っている。	A
⑦安全対策	1 ライフライン等の設備点検を実施し、ライフラインの確保を目指しました。 2 毎月施設内外の安全チェックを、点検票により実施しました。 3 様々な想定避難訓練を実施しました。 4 地域住民と連携した総合防災訓練と消防署職員による救急救命講習は、感染症予防のため規模を縮小し実施しました。 5 消防設備器具自主点検を、年12回実施しました。 6 危機管理計画及び緊急時行動計画の周知徹底を図りました。 7 ヒヤリハット体験報告・事故報告は原因を究明し再発防止にいかしました。 ・ヒヤリハット報告数116件、 ・事故報告数7件(飛び出し等) 8 不審者対応策として、11月に宮城県警備業協会・警察署署員に在所していただき防犯研修を行いました。 9 感染対策について、予防に努めるとともに感染者発生時には所要の対策を講じました。	1～6 避難訓練を定期的実施することで、利用者職員が日頃から防災に対する意識を持つとともに、非常時には、迅速に適切な行動ができるよう意識付けを行いました。また、設備修繕及び保守点検を実施し、安全対策を講じています。 7 事故の未然防止及び再発防止の強化のため、ヒヤリハット報告の集積・分析・共有に取り組みました。 8 不審者対応策として、宮城県警備業協会・警察署に在所いただき、研修を行いました。 9 感染症予防では、マスク着用の練習、棟内消毒、手指消毒など必要な対策を講じ、感染予防及び拡大防止に努めました。また、協力医療機関との連携、嘱託医による定期的な園内診察により、利用者の健康管理に努めました。	A	消防計画に基づき、定期的な防災訓練を行っているほか、消防設備の点検が適切に行われている。また、警察署から講師を招いての研修・訓練を行うなど、防犯対策に取り組んだ。 ヒヤリハット体験の報告・原因分析を事細かにを行い、職員間で情報共有することによって、事故の未然防止に努めている。 感染症予防については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行後も医療機関と連携しながら、必要な感染対策を継続して実施していることが確認できた。	A
⑧県民の平等利用	利用者の決定は、平等性の確保のために「入所利用規程」に基づいて実施しました。入所にあたっては、虐待等の理由で保護性の高い措置児童を優先的に受け入れました。また、契約入所希望者は第三者委員を加えた入所調整委員会の開催により、入所受諾の可否を決定しました。 緊急一時保護 13人延べ536人	保護の緊急性の高い児童を優先に入所を受諾し、緊急一時保護を男女合わせて13人受け入れました。 入所調整にあたっては、各関係機関と連絡調整を図り、公平に実施しました。	A	「入所利用規程」に基づき、保護の緊急性の高い児童を優先に受け入れるなど、県民の平等利用に対する配慮がなされている。 緊急一時保護児童を積極的に受け入れることで、施設のセーフティーネット機能を果たしている。	A
⑨個人情報の保護	「宮城県福祉協議会情報公開規程」及び「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」に基づき、園長を個人情報保護管理責任者と定め、施設内にプライバシーポリシーを掲示し職員の意識を高め、個人情報の適正な管理に努めました。	「宮城県福祉協議会情報公開規程」及び「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」を遵守しました。特に、個人が特定される書類の取扱いに注意し、必要に応じて利用者、家族に同意確認を得ました。	A	法人で定めている規定を遵守しており、その規定に基づき、個人情報の適正な管理がなされている。	A
⑩利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり	定員のうち男児が4分の3を占め、入所待機者も男児が8割の状況でした。令和5年度については8人が退園し、障害者支援施設(6人)とグループホーム(2人)への移行となりました。今後も継続して地域生活移行に向けた取組を継続します。	A	地域に向けた取り組みは、移行先の検討及び調整を行ったほか、利用者の自立訓練を行った結果、対象者8名全ての年度内移行を果たした。	A
⑪収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり	A	会計・経理事務を適正に執行し、概ね適正な収支実績となっている。	A
⑫その他の取組	1 環境に配慮した取り組みの推進 2 関係機関との情報交換を密にし、地域生活移行推進を図りました。 3 個別支援計画で利用者の発達課題を明らかにし、必要な支援を全利用者を対象に常時実施しました。 4 喜ばれる食事サービスとして、栄養ケアマネジメントによる健康状態の維持の他、オーダーメニューや季節感のある献立を提供しました。 5 障害者就労施設等からの物品調達の推進 6 福祉人材育成としての実習生の受け入れ 保育実習 2校4人	1 アイドリングストップ・リサイクルなどのエコ活動に取り組みました。 2～3 利用者の地域生活移行への取組として、毎月の学校との定期的な連絡会の実施、学校、措置機関、市町村、保護者啓発学園が一堂に会しての進路決定会議の開催、個別ケース会議の実施があげられ、一定の成果が見られました。 4 食事に関しては、管理栄養士による健康面に配慮した食事を提供しています。また、利用者の要望に応え、お楽しみメニューの提供や調理体験を通じた食育活動を展開することができました。 5 障害者就労施設等4事業所から約100万円等の物品を調達しました。 6 保育実習については、感染予防に努めながら、実習生を受け入れました。	A	地域移行に向けた取組として、施設内の各部署が連携しながら事業所見学や移行に向けた計画を作成することや関係機関との進路会議等を行うことで、関係機関における連携体制の強化を図っている。 食事に関して、施設内の栄養士が連携し、栄養ケアマネジメントによる健康面に配慮した食事の提供や利用者の声で挙げられた要望を踏まえ、お楽しみメニューとして提供するなど栄養バランスのほか食事の楽しみが感じられるような工夫を行っている。 障害者就労施設等からの物品調達は随時実施し、物品調達のみならず、除草作業の役務サービスの調達も実施している。	A

総合評価	<p>県立児童施設の役割として、緊急に保護が必要と判断される児童の入所を受け入れるとともに、利用者の地域移行に向け、一人一人にあった進路支援を入所支援計画に基づき実施することができました。</p> <p>運営面では、県からの指定管理料を基本とした収支予算を編成し、決算を行うとともに、指定管理者として施設を適切に管理し、県有財産・県民財産の保全に努めました。</p>	A	<p>被虐待児等の緊急避難を要する障害児の受け入れを行い、県立施設として、また県内唯一の福祉型障害児入所施設として、セーフティネットの役割を果たしており、施設の管理運営及び利用者へのサービスの提供は適切に行われていると認められる。</p> <p>利用者への移行支援については、施設として適切なアセスメントに基づく移行に関する計画の作成や関係機関との粘り強く継続した調整によって、移行対象者8名全てが移行を果たしており、取り組みが強化され実績に結びついていることが確認できた。</p>	A
------	---	---	---	---

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	<p>・啓佑学園では、対象利用者に年齢差があることによる支援の難しさや利用者の男女比の偏りによる環境調整の難しさ、個別対応が必要な利用者が生活する個室数の不足等、ハード面と利用者の障害特性がミスマッチしており、現状に即した施設運営、支援環境を調整するための方策を考えていく必要があります。</p> <p>・啓佑学園の入所利用者は、知的障害と発達障害を同時に有し、そのうちの大半が被虐待児童であるため処遇が極めて難しい状況です。また、思春期前後の年齢の児童も多いため、障害特性以外の部分でも支援の難しさがあります。</p> <p>・利用者本位の質の高いサービスを提供するためには、発達段階に応じた適切な支援や障害特性に応じた支援、動きが激しい利用者への即応的な支援、緊急一時保護の受け入れ等、様々な状況に対応できる職員の育成及び確保が必要です。このため計画的な研修受講による人材育成と、専門的知見を有した職員増のため正規職員の割合増加の検討が必要です。</p> <p>・また、福祉型障害児入所施設であることから、対象利用者は18歳までの児童となっており、進路選択支援と地域移行支援の課題を抱えています。これまでどおり、本人の状況を踏まえた適切な移行支援を進めるためにも、専門的知見を有した職員の人員配置が必要です。</p>	<p>啓佑学園では、未就学児から高校生までの幅広い年齢の児童を受け入れており、性別や障害特性等が異なる利用者が日々変動する状況の中で、環境調整や支援等において、柔軟な対応が求められる。</p> <p>人員配置に関して、事業計画における配置人数を満たしていないため、支援の難しい利用者に対応することができるよう、更なる人員配置に向けた人材確保の取り組みが求められる。また、利用者本位の質の高いサービスを提供するため、職員の計画的な研修の受講により専門性の向上が求められる。</p>